

「サウジアラビアの地方行政法 第 1～40 条」

日本貿易振興機構(ジェトロ) リヤド事務所 編

※ **本資料のご利用にあたって**

本資料はアラビア語からの仮訳の部分を含まず。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

地方行政法

第1条

この法は王国の州行政の水準向上と各州の発展を目的とする。また、治安と秩序を守り、イスラーム法の枠内で国民の権利と自由を保証することを目的とする。

第2条

王国の州区分と各州の州庁の所在地は、内務大臣の勧告に基づき、勅令によって定められる。

第3条

行政区としての各州は、いくつかの『県』『郡』『区』によって構成される。この区分は、各地方の人口、地理、治安、環境、交通を考慮して行う。『県』は、内務大臣の勧告に基づき勅令によって定められる。一方、『郡』と『区』については、州知事の提案に基づき、内務大臣の決定により組織される。

第4条

各州には閣僚級の知事(アミール)を置き、知事の職務を補佐し、知事が不在の時にその職務を代行する上級職の副知事を置く。知事と副知事の任免は、内務大臣の勧告に基づき、勅令によって行われる。

第5条

知事は内務大臣に対して責任を負う。

第6条

知事と副知事は就任前に、国王の前で次の宣誓を行う。

『偉大なるアッラーにかけて、私は私の宗教に、そして、私の王と祖国に誠実であり、いかなる国家機密も洩らす事なく、国家の利益と秩序を守り、自らの職務を誠実、真剣かつ公正に遂行する事を誓う』

第7条

各州知事は国家の基本政策にそって、また、本法及びその他の法令や条例の定めるところに従って、州の行政を司る。知事はとりわけ以下について責任を負う。

- A. 治安、秩序、安寧を維持し、法令や条例に従って、そのために必要な対策を講じる事。
- B. 最終的に確定した司法判決を執行する事。
- C. 個人の権利と自由を保証し、イスラーム法と法令に定められた範囲を越えて、この権利と自由

を侵害するいかなる措置も取らない事。

D. 州の社会、経済、社会資本の発展に努める事。

E. 州の公共サービスの充実とその水準の向上に努める事。

F. 県、郡、区を治め、県知事、郡長、区長の職務を監督し、彼等が十分にその職務を遂行していることを確認する事。

G. 国家の財産及び所有物の保護と、その所有権に対する侵害を防止する事。

H. 州内の政府機関とその職員が、誠実かつ忠実にその職務を申し分なく遂行している事を確認するために、これを管理監督する事。その際、州内の省庁や政府機関の職員とその所属先の関係に留意する事とする。

I. 大臣または各政府機関の長と直接連絡をとり、それら政府機関の職務遂行能力の向上を目的として、内務大臣の了解の下で、州の諸問題について協議する事。

J. 本法の実務規定の定める所に従い、州の公共サービスの実施能力、その他、州の状況に関する年次報告書を内務大臣に提出する。

第8条

内務大臣を議長とする年次州知事会議が、各州に関わる問題を検討するために開催され、内務大臣はその報告書を首相に上申する。

第9条

州知事を議長とする県郡長会議が、州に関する問題を検討するために、少なくとも年2回、開催される。知事はその報告書を内務大臣に上申する。

第10条

- A. 各州に、内務大臣の勧告に基づく閣議の決定により、14級職以上の1名または複数の次官が任命される。
- B. 各県に、内務大臣の勧告に基づく閣議の決定によって任命される14級職以上の県知事を置く。また、州知事の勧告に基づく内務大臣の決定によって任命される12級職以上の副県知事を置く。
- C. 各郡に、州知事の勧告に基づく内務大臣の決定によって任命される8級職以上の郡長を置く。
- D. 各区に、県知事の勧告に基づく州知事の決定によって任命される5級職以上の区長を置く。

第11条

州知事、県知事、郡長、区長はその職務の行なわれる場所に居住しなければならない。また、直属の上司の許可無く、担当行政区から離れてはならない。

第12条

県知事、郡長、区長はその職制と与えられた権限の範囲内で、職務を遂行する。

第13条

県知事は、F、I、J項を除く第7条の各項に定められた専任事項の範囲で、県政を行なう義務を負う。また、県知事は、配下の郡長、区長の職務を監督し、彼等が十分にその職務を遂行していることを確認しなければならない。また、本法の実務規定の定めるところに従って、公共サービスの水準及びその他の県の状況に関する定期報告書を、州知事に提出しなければならない。

第14条

州内に於いて何らかの業務を行なう各省庁もしくは政府機関は、その中央機関と直接結ばれる12級職以上の者を、その州に於ける当該機関の長として任命しなければならない。当機関の長は、その職務の範囲で州知事と調整を行なう義務がある。

第15条

各州に『州議会』と呼ぶ議会を設立し、その所在地は州庁の所在地とする。

第16条

州議会は以下によって構成される。

- A. 議長としての州知事
- B. 副議長としての副知事
- C. 次官および県知事
- D. 内務大臣の勧告に基づく首相の決定によって指定された州内の政府機関の長。
- E. 州知事の推薦と内務大臣の合意に基づく首相の命令によって、学識経験者や専門家の中から任命された10名を下回らない市民。彼等の任期は4年とし、再任できる。

第17条

州議会の議員資格は以下の通り定められる。

- A. サウディ国籍を有する純粋サウディ男性である事。
- B. 能力と人格が証明される事。
- C. 30歳以上である事。
- D. 州に定住している事。

第18条

議員は、州議会の専任事項の範囲内の事項であれば、州議会議長に対し書面で提案を行うことができる。議長はすべての提案を、提示、検討するために議会の審議日程の中に組み込む。

第19条

議員は、議題が議員自身の個人的な利益に関係する場合、又は、議員に対する証言が受け入れ

られない者(*)の利益に関係する場合、或いは、議員がその議題に利益を持つ者の委任者、保護者もしくは代理人である場合には、議会及び委員会の討議に参加することができない。

* 親族、配偶者の事かと思われる。

第20条

任命された議員がその職からの辞任を望む場合は、州知事を通じて内務大臣に、その願いを提出する。内務大臣の提案に基づく首相の承認が得られるまで、その辞職は効力を持たないものと見做される。

第21条

本法で定められた状況以外では、内務大臣の提案に基づく首相の命令以外によって、任命された議員の議員資格をその任期中に剥奪することは許されない。

第22条

任命された議員が、なんらかの理由によりその地位を辞した場合、辞任の日から3か月以内に新しい委員が、その代わりに任命される。その議員の任期は、本法第16条のE項で定められた前任者の任期の残りの期間とする。

第23条

州議会は州の公共サービス水準の向上に係る全ての問題を専門に検討するものとし、特に以下の点について責任を負う。

- A. 州が必要とするものを規定し、それを国家の開発計画へ取り込むよう提案する。
- B. 優先順位を考慮して有益なプロジェクトを規定し、そのプロジェクトを国家予算に計上するよう提案する。
- C. 州内の市町村の秩序ある計画を調査検討し、その承認後の実施状況を追跡調査する。
- D. 州独自の開発計画の実施状況、そのバランスと調和について追跡調査する。

第24条

州議会は州民の福利に益するあらゆる事業を提案し、その事業への州民の参加を奨励し、この提案を内務大臣に上申する。

第25条

州議会に於いては、本法によって議会に定められた専任事項から逸脱する問題を取り上げる事は禁止されている。この制限を越えた場合、その決議は無効であり、内務大臣がその決定を下す。

第26条

州議会は、議長の招集によって3か月毎に定例会議を開催する。議長は、必要を認めた時に、州議会に対し臨時会議を招集する権利を持つ。会期は1回の招集に基づいて開催された1回もしくは数回の会議を含み、審議日程に上がった全ての議題の審議が終わるまで、その会期を終らせることはできない。

第27条

本法第16条、C、D項で定められた議員については州議会への出席は職務上の義務と見做され、議員は自分自身で、休職中の場合にあつてはその代理を務める者が出席しなければならない。また、同条のE項で定められた議員で、正当な理由無く2回連続して議会を欠席したものは、罷免される。この場合、その議員は罷免の決定が出された日から2年を経過した後でなければ、州議会議員として指名されない。

第28条

州議会の会議は、少なくともその議員の3分の2の出席がなければ成立しない。その決議は、議員投票の絶対多数によって決し、投票が同数である場合は議長の支持する意見が尊重される。

第29条

州議会は、必要に応じて、その専任事項の中のどんな事項についても、それを検討するための特別委員会を設置することができる。また議会は、議会在学識経験者や専門家であると認める人物の協力を求めることができる。また、州議会に出席し、審議に加わることが適当と思われる人物を、議決権を与えずに、召喚する事ができる。

第30条

内務大臣は、自らの望むいかなる場所に於いても、議長として会議を招集する事ができる。また、内務大臣はその出席するいかなる会議においても議長となる資格を有する。

第31条

州議会は、議長または副議長の招集もしくは内務大臣の命令による以外開催されない。

第32条

州議会議長は、決議の写しを内務大臣に提出しなければならない。

第33条

州議会議長は、省庁又は政府機関の管轄事項に関する議会の決議を当該機関に通知しなけれ

ばならない。

第34条

省庁及び政府機関は、本法第23条A、B項に述べられた事項についての州議会の決議を配慮しなければならない。省庁又は政府関係機関が、前述の事項について州議会の決議の不採用を望む時は、その理由を州議会に対して明らかにしなければならない。省庁又は政府機関の明らかにした理由を、州議会が適当であると認めない時には、州議会は、その件につき首相に提示するために、内務大臣に上申する。

第35条

州内で、公共事業を行う省庁または政府機関は、予算が計上されたその州のプロジェクトについて、その発行後、遅滞なく州議会に通知する。同様に、開発計画の中でその州に決定された事柄についても州議会に通知する。

第36条

閣僚又は政府機関の長は、その管轄事項に関わる州内のあらゆる問題について州議会の意見を求めることができる。議会はこれに対し意見を提示しなければならない。

第37条

閣僚会議は内務大臣の提案に基づき、州議会の議長及び議員の報酬を決定する。その算定に際しては、交通費、滞在費用が考慮される。

第38条

州議会は内務大臣の提案に基づく首相の命令による以外、解散されない。新議員は解散の日から3か月以内に任命される。解散中の期間にあっては、本法第16条のC、D項に定められた議員が、州知事を議長として議会の専任事項を遂行する。

第39条

州議会は、州庁舎に事務局を置き、事務局は、審議日程の準備、日程に合わせた招集状の発送、会議中に為された審議の記録、開票作業、議事録の作成、決議事項の発行、議会の調整に必要な作業の遂行、決議事項の記録、を司る。

第40条

内務大臣は、本法を施行するに必要な条例を發布する。

以上